

議案第 28 号

甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定について
甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 2 月 27 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市旅館業法施行条例の一部を改正する条例
甲府市旅館業法施行条例（平成 30 年 12 月条例第 39 号）の一部を次のように
改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「第 29 条」を「第 31 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

博物館法の一部改正に伴う規定の整備を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。